

年金相談の時間延長について

年金相談の受付時間が午前8時30分から午後5時15分となり、従前と比べて15分延長となりました。

年金相談の予約ができるようになりました

岐阜県内の各社会保険事務所および岐阜年金相談センターでは、毎月第2土曜日午前9時30分～午後4時までと、毎週月曜日（休日の場合は火曜日）午後5時15分～午後7時までの間の年金相談の予約ができるようになりました。

● 予約することのメリット

少しの待ち時間で年金相談が受けられます
自分の都合の良い時間を希望できます
相談窓口が混雑していても、最優先で対応いたします
あらかじめ相談したい内容を確認することで、素早く相談を終えることができます

● 予約は来所または電話で受付しています

- 岐阜南社会保険事務所
〒500 - 8381
岐阜市市橋2 - 1 - 15
☎ 273 - 6161
- 岐阜年金相談センター
〒500 - 8891
岐阜市香蘭2 - 23 オーキッドパーク西棟3階
☎ 254 - 8555



九と九で「きゅうきゅうのひ」すなわち「救急の日」です。
「救急の日」は、救急業務と救急医療に対して住民のかたがたに理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識を高めることを目的に昭和五十七年に定められました。
当消防本部の救急件数は年々増加し平成十七年には二千三百十六件となりました。

統計的に見ると、救急車で搬送された傷病者のうち入院を必要としない、いわゆる「軽症者」の割合が半数以上を占めています。

救急車の利用対象者となるけが人や病人は、医療機関へ緊急に搬送する必要がありますかたです。自



九月九日は

救急の日

羽島郡広域連合
☎ 388-1195

分で病院に行ける場合は、自家用車やタクシーなどの利用を心がけてください。ただし、けがや病気が重いと思われる場合は戸惑うことなく救急車を呼びましょう。一人でも多くの生命を救うため、救急車を正しく利用しましょう。

* 豆知識

- ・ 軽症：入院加療を必要としないもの。
- ・ 中等症：一日以上三週間未満の入院加療を必要とするもの。
- ・ 重症：三週間以上の入院加療を必要とするもの。

